三	駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための工作物の整備（四の項から六の項までに掲げるもの及び当該工作物の廃止を除く。）	○・五
［略］	［略］	［略］
五	駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための飛行場施設又は港湾施設の整備で大規模なもの	三
六	駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための二以上の滑走路を整備する飛行場施設の整備であって、港湾施設の整備を伴うもの（新たに防衛施設を設置するものに限る。）	四

備考　この表において「大規模」とは、埋立てによる土地の形質の変更を伴う五百メートル以上の岸壁又は二以上の滑走路を整備するものをいう。

別表第六（第三条関係）

一	使用の態様の変化なし	零
二	他の防衛施設に所在する部隊の新たな使用（三の項及び四の項に掲げるものを除く。）	一
三	他の防衛施設に所在するターボジェット発動機を有する航空機を保有する部隊の新たな使用（千歳飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、築城飛行場及び新田原飛行場におけるものに限る。）	一・五（当該使用に係る日数の上限が定められている場合であって、当該上限が、二十八日以下のときは一・三五、二十九日以上四十二日以下のときは一・四二五）
四	他の防衛施設に所在するターボジェット発動機を有する航空機を保有する部隊の新たな使用であって、空母艦載機の離陸及び着陸の頻繁な実施を伴う訓練によるもの（新たに設置される防衛施設におけるものに限る。）	二
五	当該防衛施設に所在する航空機を保有する部隊又は機関の使用の減少	マイナス〇・七五（沖縄県の区域における場合にあっては、マイナス七・五）

三	駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための工作物の整備（四の項及び五の項に掲げるもの並びに当該工作物の廃止を除く。）	○・五
［同上］	［同上］	［同上］
五	駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための飛行場施設又は港湾施設の整備で大規模なもの	三

備考　この表において「大規模」とは、埋立てによる土地の形質の変更を伴う五百メートル以上の岸壁又は二以上の滑走路を整備するものをいう。

別表第六（第三条関係）

使用の態様の変化なし		零
他の防衛施設に所在する部隊の新たな使用（次の項に掲げるものを除く。）		一
他の防衛施設に所在するターボジェット発動機を有する航空機を保有する部隊の新たな使用		一・五（当該使用に係る日数の上限が定められている場合であって、当該上限が、二十八日以下のときは一・三五、二十九日以上四十二日以下のときは一・四二五）
当該防衛施設に所在する航空機を保有する部隊又は機関の使用の減少		マイナス〇・七五（沖縄県の区域における場合にあっては、マイナス七・五）

備考　他の防衛施設に所在するターボジェット発動機を有する航空機を保有する部隊の新たな使用は、千歳飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、築城飛行場及び新田原飛行場におけるものに限る。

備考　表中の［　］の記載は注記である。